平成 24 年 1 月 25 日

各　　位

会 社 名　キヤノン電子株式会社
代表者名　代表取締役社長　酒巻　久
コード番号 7739
上場取引所 東証第一部
問合せ先　取締役経理部長　黒沢　明
（TEL. 03 － 6910 － 4111 ）

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 1 月 25 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 24 年 3 月 28 日開催予定の第 73 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．変更の理由

取締役および監査役がその職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮することができるよう、取締役会決議によって取締役および監査役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨、ならびに社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とする旨の規定を第 26 条および第 34 条として新設するものであります。なお、第 26 条の新設につきましては、あらかじめ監査役全員の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分であります。）

現行定款	定款変更案
第 4 章　取締役および取締役会	第 4 章　取締役および取締役会
第 17 条 〜 第 25 条	第 17 条 〜 第 25 条
（条文省略）	（現行どおり）
（新設）	（取締役の責任免除） 第 26 条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

現行定款	定款変更案
第５章　監査役および監査役会 第 26 条 〜　（条文省略） 第 32 条 （新設） 第６章　計算 第 33 条 〜　（条文省略） 第 35 条	第５章　監査役および監査役会 第 27 条 〜　（現行どおり） 第 33 条 （監査役の責任免除） 第 34 条　当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ②　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 第６章　計算 第 35 条 〜　（現行どおり） 第 37 条

３．日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）　平成 24 年３月 28 日（水）

定款変更の効力発生日（予定）　平成 24 年３月 28 日（水）

以上